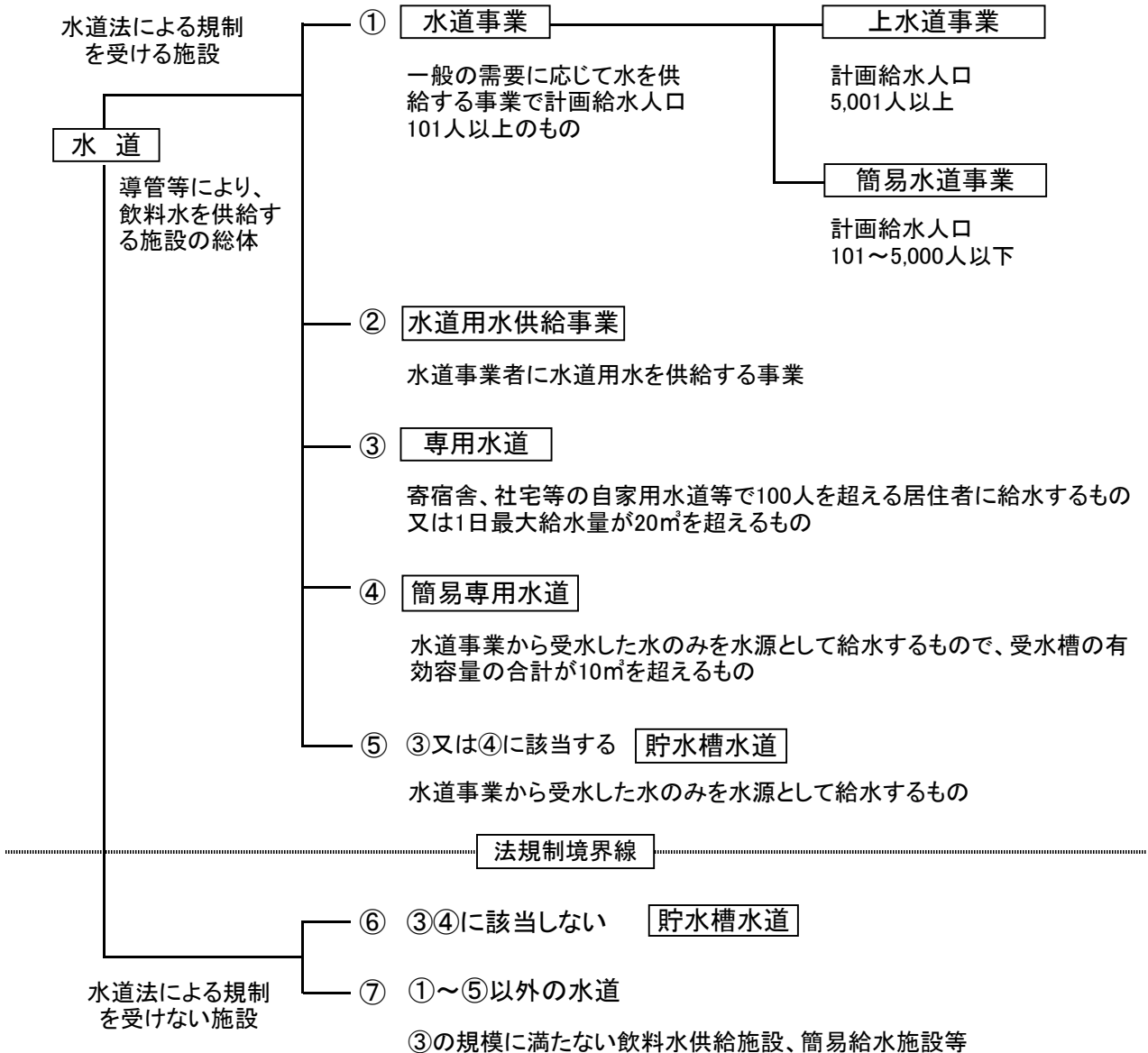


利用上の注意

1 水道の区分(枠内は水道法上の用語)



2 用語の定義

- (1) 行政区域内人口 島根県推計人口(平成22年4月1日時点)(島根県政策企画局統計調査課)による
- (2) 計画給水人口 事業計画上の給水を行う人口
- (3) 現在給水人口 実際に給水を行っている人口(水道事業及び専用水道から給水を受けている人口)

$$(4) \text{ 水道普及率} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100(\%)$$

※専用水道については、自己水源のみによるものを現在給水人口に算定する。

$$(5) \text{ 水道給水率} = \frac{\text{現在給水人口} + \text{上記水道の区分⑦による給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100(\%)$$

$$(6) \text{ 水道整備率} = \frac{\text{現在給水人口} + \text{上記水道の区分⑦による給水人口} + \text{個人設置飲用井戸等給水人口} + \text{個人的理由による未給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100(\%)$$

(7) 給水量 = 水道事業者等が自己の給水区域に対して給水する水量

$$\text{1人1日最大給水量} = \frac{\text{1日最大給水量(分水量を除く)}}{\text{現在給水人口}}$$

$$\text{1人1日平均給水量} = \frac{\text{実績年間給水量(分水量を除く)}}{\text{現在給水人口} \times 365 \text{日(うるう年は366日)}}$$

(8) 分水量 水道事業者が他の水道事業者に分水する水量

(9) 有収水量 料金徴収の基礎となる水量

$$\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総給水(用水)量}} \times 100(\%)$$

$$(10) \text{ 給水原価} = \frac{\text{経営費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不要品売却原価} + \text{付帯事業費})}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間有収水量}}$$

(注)給水原価は水道水1m³を作るのにかった費用であり、供給単価は水道水1m³を小売している値段といえる。

3 用語の省略表記

(1) 経営の種別

「公」:市町村営 「組」:地元組合営 「私」:民間企業経営

(2) 原水の種別

「表」:表流水 「貯」:貯水 「伏」:伏流水

「浅」:浅井戸 「深」:深井戸 「湧」:湧水 「受」:受水

(3) 浄水方法

「緩ろ」:緩速ろ過 「急ろ」:急速ろ過 「膜ろ」:膜ろ過 「消毒」:消毒のみ

「簡易」:簡易ろ過(小規模水道施設のみ)

(4) 水道技術管理者

「専任」:有資格者が当該水道の業務に専従しているもの

「併任」:当該水道以外の他の水道又は水道以外の業務を併任しているもの

「無」:有資格者がいないもの

(5) 水道料金体系

「用」:用途別 「口」:口径別 「単」:単一制 「定」:定額制

(6) 施設の専用・兼用の別(専用水道)

「専用」:浄水施設が飲用のみの専用施設であるもの

「原兼」:原水をそのまま工場用及び飲用にも供給するもの

「浄兼」:工場用に一括して浄化したものを飲用にも供給するもの